

議案第29号

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月26日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

地区公民館長（府中・東・城南・国府）の報酬額を見直すため。

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

地区公民館長（府中・東・城南・国府）	月額	126,100	7級
--------------------	----	---------	----

を

」

「

地区公民館長（府中・東・城南・国府）	月額	129,100	7級
--------------------	----	---------	----

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。